

地方創生・人口減少対策会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、急速に進む高山村の人口減少を克服し、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現や地域の特性に即した地域課題等の解決を図り、魅力ある高山村を創生するために必要な事項を全庁的に検討するため、地方創生・人口減少対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国及び県からの地方創生・人口減少問題に関する情報収集と調査研究に関すること。
- (2) 人口減少・地域再生・地域活性化等の対策を実現するための具体的な施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、問題の解決に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第4条 対策会議に、会長及び副会長を置き、会長には村長を、副会長には教育長をもって充てる。

- 2 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 対策会議の庶務を行うため、地域振興課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月20日から施行する。